

# 議 事 録

2019(令和元)年10月10日

開催場所	伊賀市役所 2階 202・203会議室	13:30～16:00
会議名	<b>第29回 伊賀市農業委員会総会</b>	
出席者	浅野 吉岡康 吉岡輝 玉岡 木津 中川 西田 雪岡 福永 松山 仁保 北出 坂本 福地 森田克 中尾 二谷 森本 中井 北川 森川 (計20名) [推進委員] 坂口 西岡	
欠席者	藤室 森田安 宮寄	
事務局	高木 福山 勝本 今出	
<b>議 事</b>		
議長	皆さまおそろいですので、只今から伊賀市農業委員会第29回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日、藤室委員、森田安委員、宮寄委員から欠席の連絡があり、現在、出席委員は総数23名中20名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。以上です。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。15番の福地委員さん、17番の吉岡委員さんをお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。なお、本総会開催にあたっては、府中地区農地利用最適化推進委員の坂口委員、依那古地区農地利用最適化推進委員の西岡委員に出席を求め、出席をいただいておりますことをあらかじめご報告申し上げます。	
議長	それでは只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	賃貸借の合意解約がなされ、報告件数36件、筆数は田69筆、畑2筆の合計71筆、面積は田98,715㎡、畑683㎡の合計99,398㎡について通知がありましたので報告いたします。	
事務局	無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数2件、筆数は田のみの5筆、面積は合計4,824㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	以上について、何かご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようです。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。 続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案書第1号No.1～No.3について事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1 新居地区、所在地は東高倉の田1筆、面積は1,702㎡、譲渡人は小田町の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪府寝屋川市の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は300aで許可後は317aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が23年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバインを各2台、田植え機、耕うん機を各1台所有されており、水稻を耕作される予定です。現地は自宅から車で約90分程ですが、隣接する農地も譲受人の川口さんが耕作していることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。	

事務局	No.2 花之木地区、所在地は法花の田2筆・畑1筆の合計3筆、面積は合計1,967㎡、譲渡人は法花の〇〇〇〇さん、譲受人は兵庫県西宮市の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は370aで許可後は390aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が6年で常時従事されています。農機具はトラクター3台、耕うん機・田植え機、コンバインを各1台所有されております。当該農地は数年前から休耕地となっていました。農地として利用できるよう草刈りや整地を行っており、水稲及び野菜を耕作される予定です。現地は譲受人の伊賀市での拠点から約300m以内と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.3 府中地区、所在地は西条及び土橋の田6筆、面積は合計6,884㎡、譲渡人は京都府宇治市の〇〇〇〇さん、譲受人は京都市中京区の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は0aであるため、10月1日に新規営農にかかる面接を実施し、承認を得られました。許可後は69aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が3年、子及び子の妻が3年で常時従事されています。また、伊賀市在住者1名を雇用します。農機具はトラクター、田植え機を各1台所有し、コンバイン、乾燥機を各1台リースされ、水稲と野菜を耕作される予定です。現地は自宅から車で1時間程度であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、新居地区担当委員、花之木地区担当委員、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中川委員	No.1について説明いたします。〇〇さんは申請地の隣で2丁ほどの田で耕作されています。〇〇さんが申請地の隣に農地を持っている方なので遊水池の田を買ってほしいとのことで、申請されました。
木津委員	No.2について説明いたします。〇〇さんは週1回は伊賀市に耕作をしに来てくれており、今回も特に問題ないと思います。
坂口推進委員	No.3について説明いたします。9月30日に現地立会いをしました。〇〇さんは営農計画通り地区の方も雇い、水稲や野菜を耕作されるということです。申請地の割田の話については、地元区長とも話は済んでおり、了承いただいているということで、問題ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～3について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1～3は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.4～8を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.4 古山地区、所在地は菖蒲池の畑1筆、面積は997㎡、譲渡人は菖蒲池の〇〇〇〇さん、譲受人は西高倉の農事組合法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は2,082aで許可後は2,092aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、譲受人である農事組合法人〇〇〇〇については、役員5名全てが年間150日から250日、農業に従事しており、かつ、売上高の全てが農業によるものであることから、農地所有適格法人の要件を満たしております。農機具はトラクターを4台、プラウ、草刈り機をそれぞれ1台所有し、野菜及び牧草を耕作される予定です。現地は事務所から車で30分以内と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.5 古山地区、所在地は安場の畑2筆、面積は合計429㎡、譲渡人は猪田の〇〇〇〇さん、譲受人は予野の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は91aで許可後は95aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴20年の本人が常時従事されています。また、作業歴6年から8年の3名を雇用されています。農機具はトラクター2台を所有されており、野菜を耕作される予定です。現地は譲受人の安場の拠点から徒歩で1分程と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.6及びNo.7については、譲受人が同一ですので併せて説明いたします。 No.6 花垣地区、所在地は予野の田5筆、面積は合計7,510㎡、譲渡人は上野丸之内の株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。 No.7 花垣地区、所在地は予野の田1筆、面積は1,541㎡、譲渡人は木興町の〇〇〇〇さんです。 譲受人は予野の株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は1,289aで許可後は2件併せて1,379aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、譲受人である株式会社〇〇〇〇については、役員4名全てが年間60日から180日、農業に従事しており、かつ、売上高の全てが農業によるものであることから、農地所有適格法人の要件を満たしております。農機具については、トラクターを2台、マニースプレッター・フロントローダーを各1台所有し、桑を耕作される予定です。現地は全て事務所から車で10分以内と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.8 花垣地区、所在地は治田の田1筆、面積は1,254㎡、譲渡人は白樫の〇〇〇〇さん、譲受人は白樫の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は3aで許可後は15aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が10年、父親が20年の2人で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、耕うん機を各1台所有されており、水稻を耕作される予定です。現地は自宅から車で5分と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、古山・花垣地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
浅野委員	No.4について説明いたします。すでに〇〇〇〇が借り受けて耕作されていました。譲渡人が申請地を手放したいとのことで、申請手続きされました。特に問題ありません。
浅野委員	No.5について説明いたします。譲受人は青蓮寺の開拓地で野菜を耕作されている若い方です。今回は安場で耕作をされたいということから、〇〇さんの農地を購入することになりました。〇〇さんには農地等を相続する子がおらず、いずれ居宅も〇〇さんに譲られるそうです。
浅野委員	No.6・7について説明いたします。桑を生育し、健康食品に使用されるため農地を集積しています。耕作するには不便な農地を集積していますが、誰も耕作しない場所であるが、圃場整備がされ、管理はしやすい農地なので、問題なく耕作してもらえと思っています。
浅野委員	No.8について説明いたします。野菜を耕作していきたいと意気込んでいる方であり、地区としても問題なく管理してもらえと思っています。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.4～8について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.4～8について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第1号No.4～8は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.9～11を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.9 韮田地区、所在地は下友田の田6筆、面積は合計2,764㎡、譲渡人は広瀬の○○○○さん、譲受人は京都市の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は0aであるため、10月1日に新規営農にかかる面接を実施し、承認を得られました。○○さん本人は来春に伊賀市に転居予定で、ご主人は既に伊賀市に居住されております。耕作面積は許可後28aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人とご主人ともにありませんが、近隣の方々からご指導をして頂くとのこと。農機具は耕うん機1台を購入予定で、野菜を耕作される予定です。現地は転居予定地の隣地であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.10 久米地区、所在地は木興町の畑1筆、面積は31㎡、譲渡人は名古屋市千種区の○○○○さん、譲受人は木興町の○○○○さんです。譲受人は伊賀市での耕作面積は135aで許可後136aとなり、伊賀市の下限面積について問題ありません。農作業歴は本人が56年で常時従事しております。取得する農地は、住宅地に囲まれた畑で以前から譲受人が農機具格納施設として農業用パイプハウスを設置して利用しています。本申請と同時に農地法施行規則第29条第1号の農地転用の届出書も提出されております。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、耕耘機、をそれぞれ1台所有されております。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.11 阿保地区、所在地は阿保の田2筆、面積は合計372㎡、譲渡人は阿保の○○○○さん、譲受人は阿保の○○○○さんです。譲受人は伊賀市での耕作面積は65aで許可後69aとなり、伊賀市の下限面積について問題ありません。農作業歴は本人が30年で常時従事され、同居している農作業歴30年の妻も従事しております。申請地は2筆をマッチ合わせした1枚の田で、これまでも水稲が作付けされており、また、隣接する田を譲受人が所有しているため耕作状況を把握しており引き続き水稲を作付けする予定です。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、草刈機をそれぞれ1台所有されています。申請地は自宅から500mほど北へ車で2分の田で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、韮田地区担当委員、久米地区担当委員、阿保地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森田克委員	No.9について説明いたします。10月1日に新規面談、10月4日に現地立会いをしました。申請地は既にきれいに草刈りをしてきて、耕しかけてくれていました。特に問題ないと思います。
玉岡委員	No.10について説明いたします。10月1日に現地立会いをしました。○○さんは熱心に畑を耕作されています。出荷も積極的に行っており、問題ないと思います。
森本委員	No.11について説明いたします。9月26日に現地立会いをしました。譲受人の○○さんが申請地の隣で耕作されていて、農地の状況をよくわかっている方が耕作するので、間違いなく今後も耕作をされると思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.9～11について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.9～11について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.9～11は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1・2について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.1 依那古地区、所在地は市部の畑1筆、面積は42㎡、転用しようとする地目は雑種地です。申請人は奈良市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、自宅への進入路として利用するものです。申請地は、依那古保育所から北東に約250mに位置しており、市部集落内の南側にある周囲を宅地に囲まれた狭小な農地であることから、第2種農地と認められます。当該農地は、昭和34年から申請人の父が居宅を建築した際に進入路として利用していたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。当該農地は、農地として回復することが難しく、また居宅への進入路として利用できる土地が他にないことから引き続き利用すること、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透にて放流します。区や水利組合、周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
事務局	No.2 府中地区、所在地は一之宮の畑1筆、面積は520㎡、転用しようとする地目は宅地です。申請人は一之宮の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、作業所1棟の建築及び資材置場として利用するものです。申請地は一之宮公民館から南に約200mに位置しており、北・西は宅地、南・東は山林に囲まれた基盤整備のされていない小集団の農地に存する農地であり、第2種農地と判断します。土地造成はなく、排水は雨水のみで自然浸透及び既設排水路へ放流します。申請人が営む建築業の作業所及び、その資材置場として利用し、作業所の建築面積は140.85㎡に対して、所要面積291㎡ですので、建ぺい率は48%となり、許可基準の22%を満たしております。自宅に隣接した土地であり、作業所は既に転用されており、農地への復元は困難であるため、この農地を転用することはやむを得ないと考えられます。作業所につきましては、無断転用であったため、顛末書を提出して頂いております。工事期間は許可日から11月末日までとなります。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。
議長	只今の説明に関連して、依那古地区担当委員、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
西岡推進委員	No.1について説明いたします。9月26日に現地を確認しました。現地は既に進入路となっており、かなり年月が経っております。大変狭小な畑地であり、西東に細長く、前には宅地があり、その家の影が畑にかかり、畑地としてもいい条件にならない場所です。良好な居住環境からみて進入路として転用はやむを得ないため問題ないと思います。
坂口推進委員	No.2について説明いたします。〇〇さんの資材置き場が今の場所では足りないということです。山手側から崩れないようにして家庭菜園で管理されていましたが、今回の転用は必要なため問題ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1・2について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1・2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1・2は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～3について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.1 神戸地区、所在地は比土の田1筆、面積は327㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は比土の〇〇〇〇さん、譲受人は比土の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、病院の来客用駐車場6台分です。申請地は、近鉄伊賀神戸駅から北西に約300mに位置する農地であることから、第2種農地と認められます。当該農地は、上野名張線の道路沿いにある狭小な農地で、譲受人の家族が営む〇〇〇〇及び譲受人の居宅に隣接する農地で利便性があり他に適した土地が無いことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。転用計画については、土地造成は整地のみで砂利敷きし、取水はなく、排水は雨水のみで既設水路へ放流する計画です。工事期間は許可日から令和元年11月30日の計画です。区や水利組合、周辺の隣地土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はないと判断します。本日、担当地区の農業委員及び推進委員さんは都合により欠席されておりますが、現地立会いの際に、病院駐車場と隣接しており、名張への道路整備による残った小さな農地であり、周囲の畑との境界は明確で何ら影響もないと判断し、特に問題なしとのご意見を頂戴しております。
事務局	No.2 山田地区、所在地は真泥の畑1筆、面積は2,165㎡、転用しようとする地目は雑種地です。賃貸人は川北の〇〇〇〇さん、譲受人は小田町の〇〇〇〇(株)代表取締役〇〇〇〇さんで、3年間の賃貸借権が設定されています。また、双方の合議があれば延長される予定です。施設の概要は、営業用大型トラック用駐車場15台分です。申請地は、令和元年6月6日付けで農業振興地域内農用地区域から除外されており、特別養護老人ホーム鶴寿園から北に約300mに位置する〇〇〇〇(株)の施設(主に駐車場用地)に隣接する農地であり、土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地となりますが、既存施設の面積4,403㎡の2分の1を超えない拡張による転用であることから、例外的な許可に当てはまり問題ありません。転用計画については、事業拡大に伴い、既存の駐車場では駐車スペースが不足しているため、既存施設の隣接地に駐車場の拡張を行う計画で、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで転圧し砂利を敷き、大型トラック15台の駐車場として整備します。取水はなく、排水は雨水のみで、既設水路に放流する計画です。区や水利組合、周辺の隣地土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
事務局	No.3 布引地区、所在地は広瀬の田1筆、畑1筆の合計2筆、面積は合計72㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は広瀬の〇〇〇〇さん、譲受人は広瀬の〇〇〇〇さんです。施設の概要は農業用資材置き場として利用するものです。申請地は、大山田中公民館から南へ約250mに位置する、周囲が宅地等に囲まれた基盤整備のされていない小集団農地の一部であることから、第2種農地と判断します。当該農地は以前から休耕地になっていましたが、譲受人が当該農地に隣接する居宅や農地を購入したことから、利便性もあり、農業用パレット等の資材置き場や簡易物置を設置するというもので、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで既設水路へ放流する計画です。工事期間は許可日から令和元年12月末日の計画です。区や周辺の隣地土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はないと判断します。
議長	只今の説明に関連して、神戸地区担当委員は欠席されておりますので説明は省き、山田地区担当委員、布引地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中尾委員	No.2について説明いたします。申請地は〇〇さんの畑でギンナンの栽培をされていましたが、地質が悪く生育できず、保安全管理のみされておりました。〇〇〇〇が駐車場拡張のため、この畑が必要とのことなので、転用はやむを得ないと思います。
二谷委員	No.3について併せて説明いたします。9月27日に現地を確認しました。現地は72㎡と小さいですが、畑と田が混在しており休耕中でした。近所に住む譲受人がこの土地を農業用の資材置き場として利用したいとのこと、転用は問題ないと思います。
議長	これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～3について、一括して採決することに異議はございませんか。

一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1～3は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.4～7を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。
事務局	No.4 新居地区、所在地は西高倉の田1筆、面積は1,232㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は西高倉の〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、JAふるさと上野北支店から西に約200mに位置する農地で、10ha未満の基盤整備のされていない小規模な農地集団の一角であるから、第2種農地と判断します。当該農地は以前から休耕地であり、今後も管理ができないことから、太陽光発電施設として管理をしていくとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断しております。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを360枚、パワーコンディショナーを9台設置します。取水は無く、排水は雨水のみで、自然浸透にて放流します。工事期間は許可日から2ヶ月の計画です。区や水利組合、また隣接所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はないと判断します。
事務局	No.5 友生地区、所在地は生疏里の田1筆、面積は1,035㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は西明寺の〇〇〇〇さん、譲受人は奈良県桜井市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、共同住宅2棟の新築及び駐車場です。申請地は、伊賀市文化会館から南西へ約250mに位置する、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。当該農地は、周囲が宅地に囲まれた狭小な農地であり、他に適した土地が無いことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。土地造成は整地のみで、取水は上水道、排水については、汚水・雑排水は合併浄化槽を通じて北側水路へ放流、雨水も同様に北側の既設水路へ放流いたします。全体面積に対し、駐車場面積は386.18㎡、居宅面積は648.82㎡、建築面積は300.76㎡となっており、建ぺい率は46.3%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありません。工事期間は許可日から令和2年11月中旬となっております。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.6 壬生野地区、所在地は川東の田1筆、畑1筆の合計2筆、面積は合計6,135㎡です。賃貸人は川東の〇〇〇〇さん他1名、賃借人は高畑の(株)〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、一時転用し砂利採取に利用するものです。場所は、壬生野小学校から北東へ約600m、〇〇〇〇のすぐ北側に位置する農用区域内農地です。採取計画によりますと、全体面積6,135㎡、掘削面積5,196㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深5m、安定勾配1:1.2で切り込み、19,509㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は、場内に一時堆積し水切りした後、申請地から西へ約5km付近に位置する〇〇〇〇株式会社の砂利製造プラントと申請地から南西から約3km付近に位置する〇〇〇〇株式会社のプラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、掘削深5mのうち、旧表土を0.2m、山土を4.8m充てる計画となっております。山土については、申請地から東へ約4km付近に位置する、伊賀市真泥地内にある自社の土採取場から伊賀建設事務所で碎石法の認可を受けた山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済みであり、危険防止計画を策定し、危険防止のための標識及び、安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮され、道路保護のため鉄板を敷きます。排水は雨水のみで、北側の既設水路から滝川へ放流する計画となっております。事業は自己資金にて行い、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しは、当該申請者と株式会社〇〇〇〇が共同責任を負っており、預託金処理契約もされていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。また、他法令に関する許可申請書も提出され、地元地区、土地改良区、水利組合、農地所有者からの同意も得られていることから、周辺地域の農業に対して支障はありません。

議長	只今の説明に関連して、新居地区担当委員、友生地区担当委員、壬生野地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中川委員	No.4について説明いたします。〇〇さんは以前からもう水稲はされておらず、3年前まで別の方に耕作してもらっていましたが、その方も亡くなったり、その後荒地地になっていました。太陽光発電施設として売却することになり、綺麗に土地を管理してもらえと思っています。
雪岡委員	No.5について説明いたします。10月2日に現地立会いをしました。現地は2方向は住宅、1方は道路、1方は果樹を植えてあり、現地は耕作されていません。用途地域の第3種農地であり、共同住宅の転用はやむを得ないと思います。
北出委員	No.6について説明いたします。9月末日に現地を確認しました。過去にもこの地域で砂利採取をされており、主な関係者にも協議は済んでおり、特に問題ないと思います。別件ですが、来年に水稲を耕作される前に砂利採取を行うようですが、水環境保全活動の補助金(多面的)の返納をしないといけないそうです。半年の一時転用でも補助金返納となるそうです。他の地域にも同様のことがあれば教えてください。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
中尾委員	No.6の砂利採取に伴う多面的機能の補助金の返納についてですが、山田地区においても多面的事業を行っており、同様の場合においては返納を行っている聞いております。
事務局	多面的事業が行われている農地については、砂利採取等の一時転用を行う際、業者の方々には、その方面で問題が無いか、担当課に確認するようには以前からお伝えしています。今回、その話が地域にきちんと伝わっていないものと思われるので、今後も同様に指導を行っていきます。
議長	他にご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.4～6について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.4～6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.4～6は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.7～12を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。
事務局	No.7 長田地区、所在地は長田の田2筆、面積は合計636㎡、転用しようとする地目は雑種地です。賃貸人は長田の〇〇〇〇さん、賃借人は長田の株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんで、許可日から3年間の賃貸借契約が設定されており、その後は1年ごとの自動更新となっております。施設の概要は、運送用事業車両の駐車場として利用するものです。申請地は、国道163号沿い長田地区の三軒家交差点の南側の農地で、10ha未満の小規模な農地集団に存し、基盤整備のされていないため、第2種農地と認められます。当該農地は、賃借人である法人の駐車場が不足しており、国道163号沿いに面している利便性の高い農地であるため、代替地もなく、転用はやむを得ないものと判断します。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び既設排水路へ放流します。また、転用については本年4月に転用工事がなされており、顛末書が添付されております。地元地区、水利組合及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。

事務局	<p>No.8 府中地区、所在地は千歳の畑1筆、面積は44㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は千歳の〇〇〇〇さん、譲受人は千歳の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、車庫1棟を建築して利用するものです。申請地は国道25号千歳地内の松原交差点から南に約100mに位置しており、居宅に囲まれた基盤整備のされていない農地であり、また、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内に存するため第3種農地と判断します。土地造成はなく、取水もなく、排水は雨水のみで既設排水路へ放流します。譲受人が営む新聞配達業のバイク置場の車庫として利用し、車庫の建築面積は43.5㎡に対して、所要面積44㎡ですので、建ぺい率は98%となり、許可基準の22%を満たしております。既に車庫に転用されており、農地に復元することは困難であり、今後も引き続き利用することから、この農地を転用することはやむを得ないものと判断します。車庫は既に平成元年頃に建てられており、無断転用であったため、顛末書を提出して頂いております。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.9 府中地区、所在地は佐那具町の畑1筆、面積は84㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は佐那具町の〇〇〇〇さん、譲受人は津市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、病院職員用駐車場として利用するものです。申請地は国道25号佐那具町地内の譲受人が院長を務める〇〇〇〇の東側に位置している、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地と判断します。土地造成はなく、取水もなく、排水は雨水のみで排水路へ放流します。現在は休耕地となっており、国道沿いの小規模な農地で作業効率も悪く、管理が難しいことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。譲受人が営む病院職員用駐車場2台分として利用するものです。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.10 府中地区、所在地は土橋の畑3筆、面積は合計368㎡、転用しようとする地目は宅地及び雑種地です。譲渡人は東京都八王子市の〇〇〇〇さん、譲受人は緑ヶ丘本町の〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、申請地に隣接する古民家を販売用の展示古民家として利用し、申請地を来客用及び従業員用駐車場とし、物置2棟を建築して利用するものです。申請地は土橋公民館から西約50mに位置しており、周囲を居宅に囲まれた基盤整備のされていない狭小な農地であるため、その他の農地、第2種農地と判断します。現在は休耕地となっており、申請地以外に転用目的を達成できる土地がなく、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透です。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.11 府中地区、所在地は山神の畑3筆、面積は合計911㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は大谷の〇〇〇〇さん外2名、譲受人は大阪市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、前田教育会館から北約400mに位置する山林・宅地・太陽光発電施設に囲まれた基盤整備のされていない10ha未満の小規模な集団の農地に存することから、第2種農地と判断します。当該農地の周りには太陽光発電施設が多く設置されており、申請地においても、譲受人が太陽光発電施設として管理し、休耕地を活用していくとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に進むものと考えられます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを300枚設置し、設置面積は523.77㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで、自然浸透です。工事期間は許可日から12月31日までの計画です。区長及び隣接所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はないと判断します。</p>

事務局	No.12 府中地区、所在地は山神の畑3筆、面積は合計1,073㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は大阪府豊中市の〇〇〇〇さん外2名、譲受人は神戸市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、前田教育会館から北約400mに位置する山林・宅地・太陽光発電施設に囲まれた基盤整備のされていない10ha未満の小規模な集団の農地に存することから、第2種農地と判断します。当該農地の周りには太陽光発電施設が多く設置されており、申請地においても、譲受人が太陽光発電施設として管理し、休耕地を活用していくとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断しております。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを325枚設置し、設置面積は531.96㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで、自然浸透です。工事期間は許可日から12月31日までの計画です。区長及び隣接所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はないと判断します。
議長	只今の説明に関連して、長田地区担当委員、府中地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
木津委員	No.7について説明いたします。10月3日に現地を確認しました。この農地は既に土が入れられており、顛末書がついています。排水路についての同意もあり、転用は問題ないものと思います。
坂口推進委員	No.8について説明いたします。新聞配達の事務所として利用する際に借りていた土地で、車庫として使用していましたが、登記等の手続きをせず放置してあったそうです。今回の転用手続きは登記手続きをするためのもので問題ないものと思います。
坂口推進委員	No.9について説明いたします。〇〇〇〇の駐車場を拡張するもので、排水口との間にある土地で狭くて農地としては使いにくく、買ってもらって職員用の駐車場2台分としてくるとのことで、問題ないものと思います。
坂口推進委員	No.10について説明いたします。不動産業者が古民家再生のため購入し、庭も手入れし展示場の進入口として利用します。また、裏の農地については、来客用駐車場にするそうです。今は梅を植えてあり管理されていますが、アスファルト舗装した駐車場として利用するそうです。特に問題ないと思います。
坂口推進委員	No.11・12について併せて説明いたします。現在どちらも休耕地で、周辺はソーラーがあり、隣近所が併せて管理してもらいたいため、転用に至ったそうです。高齢等により管理できない方々が希望するものであり、転用はやむを得ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.7～12について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.7～12について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.7～12は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.13～15を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局	<p>No.13 花垣地区、所在地は予野の田2筆、面積は合計1,913㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は予野の〇〇〇〇さん外1名、譲受人は予野の〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、従業員用社員寮並びにコンビニエンスストアの建築及びその駐車場です。申請地は〇〇〇〇の西側に位置しており、現在農用区域内農地となっておりますが、農用地除外について、三重県との事前協議や公告縦覧も終了し、10月末頃に農用地から除外される予定で農業公共投資対象農地であることから、第1種農地となりますが、自動車の運転者が利用できる駐車場及びトイレを備えており、自動車の運転者が利用することのできる座席を備えていることから、休憩所等その他これに類する施設であると、コンビニエンスストアが判断できるため、第1種農地の例外規定が適用されるため、転用が認められると判断します。申請地周辺には自動車の運転者が休憩及びトイレを利用できる施設、並びに当該法人の社員寮を建築するための適した土地が他にないため、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。工事計画は、土地造成は整地のみで、取水には浄水度、排水は雨水については既設水路に放流し、汚水排水については農業集落排水へ放流します。工事期間は許可日から令和2年10月末日までとなります。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.14 花垣地区、所在地は白檜の田2筆、面積は合計2,401㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は法花の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪市の〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇さんです。申請地はおおむね300m以内に名阪国道白檜インターチェンジが存しており、周囲は多くの工場等があることから、市街地傾向の区域であると判断し、第3種農地と判断します。施設の概要は、伊賀周辺工場等への労働者の通勤用車両としてのマイクロバス及び車両系産業機械としてのフォークリフトなどリース車両の駐車場、また、従業員駐車場として利用するものです。事業内容から名阪国道など交通の利便性が良い土地であることが重要であるため、休耕地を活用して、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。この農地を土地造成はなく、取水もなく、排水は雨水のみで自然浸透及び既設排水路へ放流します。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.15 花垣地区、所在地は予野の田9筆・畑25筆、面積は合計127,718㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は予野の農事組合法人〇〇〇〇 代表理事〇〇〇〇さん、譲受人は予野の〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、管理型最終処分場231,082㎡の増設です。申請地は、名阪国道白檜インターから南東約1kmに位置する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施工に係る区以内にある第1種農地ですが、既存施設の面積496,900㎡の2分の1を超えない拡張による転用であり、譲受人の現在の最終処分場埋立可能年数があと約2年半となっており、災害時等の廃棄物の搬入の増加についても考慮する必要があり、新たな最終処分場の増設による敷地の拡大が必要なため、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。事業計画としましては、最終処分場214,036㎡、水処理施設9,925㎡、調整池7,121㎡を整備する内容となっています。雨水排水は調整池へ導き、浸出水は水処理施設にて水処理後、雨水・処理水共に既設河川へ放流します。工事中は被害防除及び安全対策のため周囲を高さ2mの万能塀で囲みます。工事期間は許可日から令和4年12月31日までの計画です。区長及び隣接所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はないと判断します。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、花垣地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
浅野委員	<p>No.13について説明いたします。以前から花垣地区にコンビニエンスストアや郵便局がありません。申請地は小学校の西側に位置し、現在工場跡の様な荒廃したものが残っていますが、整地を行い駐車場・コンビニ・社員寮に転用するもので、特に問題ないと思います。</p>
浅野委員	<p>No.14について説明いたします。この土地は農振地区農用地から外れた土地ですが、周囲には大きな工場もあり、その従業員の送迎用自動車や産業用車両の駐車場に転用するものです。</p>

浅野委員	No.15について説明いたします。〇〇〇〇は皆さんご存知であると思いますが、産業廃棄物処理の会社です。最近特に、災害列島日本と言われている程、災害も発生し、その廃棄物処理可能な施設が狭いということもあり、最終処分場の増設を行うために早くから計画をしておりました。現在、国営青蓮寺開発パイロット・地元地区・県などの許可を得まして、今回上程されたものです。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.13についてですが、第1種農地とのことですが、現在は耕作されていないのですか。
浅野委員	はい、現在は耕作されていません。
西田委員	No.15についてですが、農用地の除外はいつされましたか。
事務局	現在は農用地として指定されていますが、農用地除外の申請がされており、10月末頃に除外される予定であり、除外されると第1種農地となります。第1種農地になりますとコンビニへの転用は、駐車場やトイレなど自動車の運転者が休憩できる条件を整えば転用可能ですので、申請書を受け付けることとしました。この総会にて許可相当として承認いただきましても、農用地除外の後での転用許可となります。
事務局長	農用地除外がされても農地転用条件を満たしていなければ許可はされませんし、市長部局と事務局において協議を行っており、転用許可出来ない案件であれば、農用地除外を行う意義も無くなります。
西田委員	農地転用許可见込みであって、農用地除外ができるということですね。また、農地転用見込みであれば、農用地除外ができるということですか。
事務局	農振農用地除外の本来の流れを申し上げますと、農林振興課が担当課となっていますので、農用地除外の申請書の必要事項に農地転用見込みかどうかの基準があります。除外後に第2種・第3種農地になるのではあれば問題はありますが、第1種農地の場合は、例外規定に該当しませんと第2種農地となりませんので、農用地除外申請前に農業委員会に転用が可能かどうかの相談するように依頼しています。また、許可见込みがない場合は申請を受付けないようにしています。仮に農用地除外の基準を満たしていても、農地転用の基準を満たしていなければ許可にはなりません。申請者と事務局で十分に協議をした後に転用許可できると判断した場合は農用地除外の手続きを行っていただいております。農用地除外については、県と市長部局で除外できるかどうかを審査・協議しますが、No.15については、県の審査までがほぼ終了しており、あとは許可日の日付をどうするかということですので、農用地除外後にこの申請を行うと1カ月許可が遅れることとなりますので、10月末頃に農用地除外されるということを確認しており、事務局としましても許可相当ということまで審査して頂き、転用について遅れが生じないように本日上程をさせて頂いた経緯がございます。
西岡推進委員	前提として、確実に農用地除外がされると事務局が責任を持って言える状態でないと、除外予定で上程されると農業委員の責任になるので注意してください。また、農用地除外後に農地転用をすることが本来のことですので、除外と許可の日付には十分に注意をしてください。
事務局	市長部局と共に十分に注意をして行います。
事務局長	農用地除外後に農地転用申請を行うことが大前提です。本日はイレギュラーであり、市・事務局において十分に協議を行います。市としても農用地除外後に許可をするという流れで事務手続きをいたします。
西田委員	No.14についてですが、この申請人は大阪の方ですが、本日の第3条申請でも申請している方ですね。会社の経営者でもあり、農業者でもあるのですか。

事務局	<p>大阪で会社経営を行っていますが、今回伊賀でも工場の労働者の送迎や産業用車両の貸出事業を行うということです。申請者自身で事業を行いますので、人に貸すということではありません。新たに伊賀で事業をするということです。</p> <p>提出されている事業計画書の具体的内容として次のような事業となっております。</p> <p>① マイクロバスを利用した労働者派遣 現在、大阪で稼働中のマイクロバスのうち5台程度を伊賀に移動し周辺工業地域で働く労働者の通勤の為に移動並びに伊賀市にて行っている水耕栽培に就労する障害者の移動として利用する車両置場として利用する。</p> <p>② 車両系産業機械の賃貸 大阪府内で保有するフォークリフトや高所作業車などを転用申請地に設置し、主に近隣にある運送会社へ賃貸するための車両置場として利用する。</p> <p>以上のような内容が主なものとなっております。</p>
議長	他にご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.13～15について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.13～15について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.13～15は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.16～18を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。
事務局	<p>No.16 中瀬地区、所在地は西明寺の畑1筆、面積は273㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は神戸市北区の〇〇〇〇さん、譲受人は西明寺の〇〇〇〇さんで、施設の概要は、自動車販売事業所用の車両運搬用トラックの駐車場として利用するものです。申請地は、名阪国道中瀬インターチェンジから西におおむね300mに位置しており、市街化傾向が著しい地域の農地であることから、第3種農地と判断します。申請者は、申請地の南側にトラックを旋回させるスペースとして雑種地を既に所有しており、更に雑種地の南西側に申請者が経営する法人の建物があり申請地と一体利用し、これまで道を挟んだ向かい側でトラック駐車場を確保していたが、その土地を処分するため新たにトラック駐車場を整備する計画です。周囲は宅地が増え市街化が進んでおり、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成は申請地全体をアスファルト舗装し、周囲をブロック擁壁で囲み土砂の流出、体積を防ぎます。取水はなく、雨水については、申請地に勾配を設け、南側にある既設水路に放流します。工事期間は許可日から令和元年12月10日の計画です。地元地区、周辺土地所有者に事業の説明済みで同意も得られており、転用計画について問題ないものと判断します。</p>

事務局	<p>No.17 中瀬地区、所在地は荒木の田1筆、畑1筆 面積は合計715㎡、転用地目は宅地です。譲渡人は荒木の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、譲受人は荒木の〇〇〇〇さんで、施設の概要は、農家住宅1棟の新築と農舎およびカーポートの建築です。申請地は、名阪国道中瀬ICから東へ800mに位置しており、平成23年3月23日に土地改良法による換地処分がなされている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。第1種農地について原則転用は認められませんが、農家住宅の新築を目的とした転用であり申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置するもので、当該農地に代えて申請の目的を達成できる土地が他にないと認められるため、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当し、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。伊賀市の適正な土地利用に関する条例による建築開発事業適合通知証が提出されており、転用は確実に行われるものと思われれます。住宅及び農舎、カーポートの面積は172.9㎡で建ぺい率は24.18%で適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありません。土地造成は整地のみで、申請地は法面を含む農地で周辺農地への土砂及び雨水の流出はないと認められます。取水は上水道を引込み、排水については、汚水は浄化槽を設置し既存の水路へ放流雨水については、雨水枡を設置し既存の水路へ放流及び自然浸透とします。工事期間は許可日から6ヶ月の計画となっています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長、土地改良区からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.18 阿保地区、所在地は阿保の田3筆、面積は合計677㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は阿保の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪府松原市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、伊賀市役所青山支所から南におおむね300mに位置しているため、第3種農地と判断します。当該農地は、周辺の宅地化が著しく申請地の東側の農地も太陽光発電事業を行っており、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと思われれます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを188枚設置し、設置面積は370.24㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。工事期間は許可日から令和元年12月末日までの計画となっております。また、申請地の南側は、畑が2筆ありますが1筆は譲受人の家族が所有しており、もう1筆は休耕している状態で事業説明済みで問題ありません。太陽光パネルについて、周辺農業に配慮し高さ3m以内に制限した計画で設置するという事で、万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、中瀬地区担当委員、阿保地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
西田委員	<p>No.16について説明いたします。10月2日に現地立会いをしました。国道163号線沿いの自動車整備工場の奥の畑を転用したいそうです。周囲にブロックを積み、周囲の畑に雨水が流れないようにするそうで、転用に特に問題ありません。</p>
西田委員	<p>No.17について説明いたします。農用地区域内の端にある畑で、6月に除外許可を受け、今は第1種農地です。本人は会社員をしながら、農業することのことで、農家住宅が必要になり、手続きされました。特に問題ないと思います。</p>
森本委員	<p>No.18について説明いたします。9月26日に現地立会いをしました。詳細は事務局からの説明どおりで、熱心に農業をされていた方が体を悪くされ、耕作を続けられなくなりました。よって、このような転用はやむを得ないと考えます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.16～18について、一括して採決することに異議はございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>

議長	議案第3号No.16～18について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.16～18は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第4号No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 上津地区、所在地は伊勢路の畑2筆、面積は合計178㎡、現況は宅地です。願出者は奈良県宇陀市の〇〇〇〇さんです。場所は、近鉄伊賀上津駅から東へ600mに位置しており、周囲を山林、宅地、鉄道の線路に囲まれた狭小の集団の農地であることから、第2種農地と判断します。申請地は、公図では、487番地のみ掲載で487-1が掲載されていないため旧地番図、土地台帳で確認できております。居宅が2棟建っており固定資産税課税台帳掲載証明書により、それぞれ昭和50年、昭和28年に建築されていることが確認できております。現地調査を行ったところ、現在居住はされていないもののそれぞれの用途に利用可能な状態で、農地に戻すことは困難であり、非農地として問題ないと判断しました。
議長	只今の説明に関連して、上津地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森本委員	No.1について説明いたします。9月26日に現地を確認しました。事務局からの説明どおりで、非農地の判断に何ら問題ありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.1について採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第4号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号No.1は原案のとおり下付することに決定しました。続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定283件、再設定30件で、計画面積は合計448,748.61㎡です。 (説明) No.500～519にて賃借人となる「農事組合法人〇〇〇〇」については、農業従事者として現在伊賀市で耕作面積が無かったことから、10月1日に新規面談を行いました。申請法人は、以前から作業受託により〇〇地区の農地を耕作されていたが、今回正式に利用権を設定し、今後も耕作を行っていく計画であることから、特に問題なしと認められております。  以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。
議長	説明が終わりました。これより10分間の休憩及び確認時間といたします。  <<休憩>>

議長	休憩時間・確認前に引き続き会議を再開し、質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。
議長	以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議長	ご意見が無いようですので、以上をもちまして、伊賀市農業委員会第29回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和元年11月8日

会 長

浅 野 潤 憲 ⑩

---

議事録署名者

福 地 和 幸 ⑩

---

議事録署名者

吉 岡 康 夫 ⑩

---